

令和4年4月1日 現在
人口: 241,565人
世帯数: 113,254世帯
面積: 27.09km²



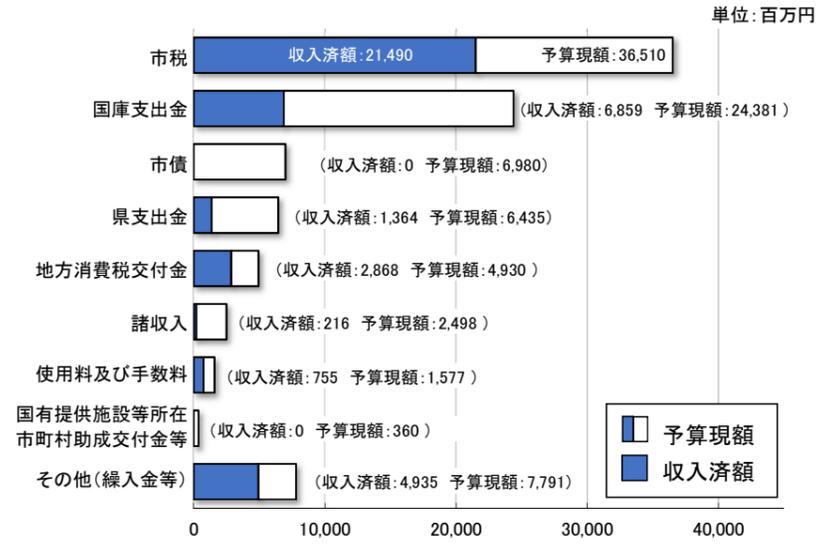
大和市の財政状況

地方自治法第243条の3第1項及び大和市財政状況の作成および公表に関する条例の定めるところにより、財政状況を次のとおり公表します。
令和4年12月1日 大和市長 大木 哲

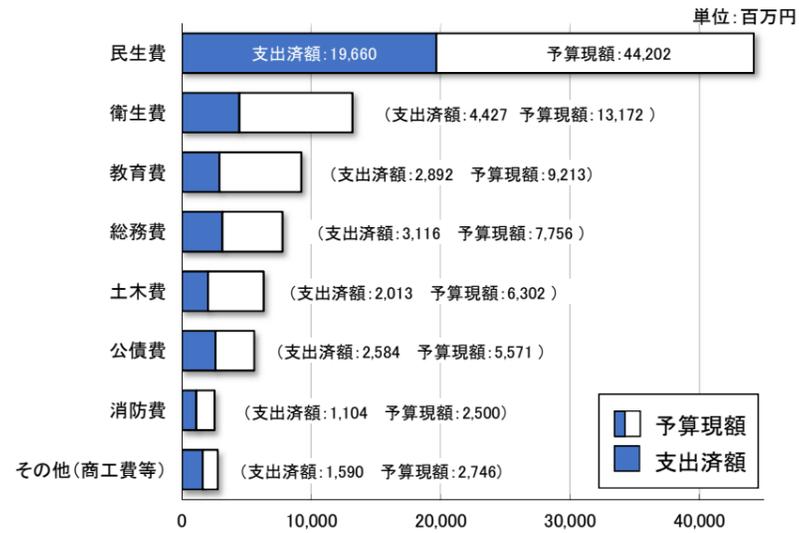
(令和4年12月1日作成)

令和4年度上期 財政状況 (令和4年9月30日時点)

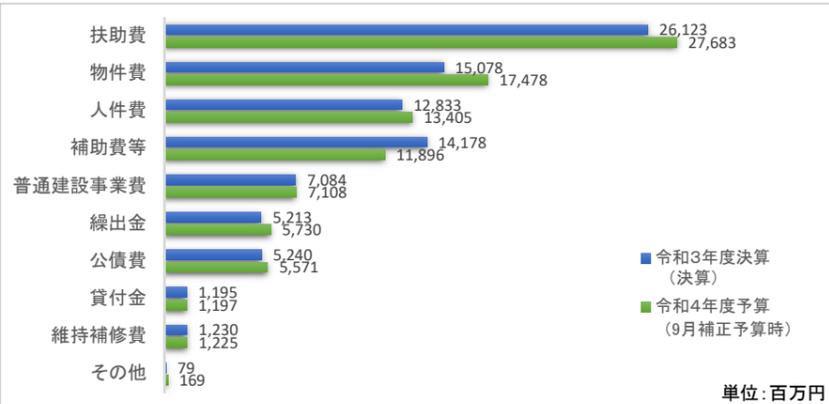
一般会計歳入予算 914億6千2百万円 (収入済額384億8千7百万円)



一般会計歳出予算 914億6千2百万円 (支出済額373億8千6百万円)



一般会計の性質別歳出



特別会計・企業会計の予算状況

会計	歳入	歳出
国民健康保険事業	21,745 百万円	21,745 百万円
介護保険事業	18,331 百万円	18,331 百万円
後期高齢者医療事業	3,448 百万円	3,448 百万円
病院事業(企業会計)	12,741 百万円	13,240 百万円
下水道事業(企業会計)	7,032 百万円	6,661 百万円
合計	66,760 百万円	68,851 百万円

市有財産現在高

市有財産	令和4年9月末	令和3年度末
土地	184,806 百万円	184,810 百万円
建物	34,944 百万円	36,758 百万円
基金	17,114 百万円	13,059 百万円
出資による権利	699 百万円	699 百万円
債権	176 百万円	195 百万円
有価証券	52 百万円	52 百万円
合計	237,791 百万円	235,573 百万円

市債現在高(特別会計・企業会計含む)

借入先	令和4年9月末
政府資金	32,483 百万円
地方公共団体金融機構	28,082 百万円
その他	24,340 百万円
合計	84,905 百万円

一時借入金の現在高
全会計(令和4年9月末) 0 百万円

性質別歳出を家計にたとえると

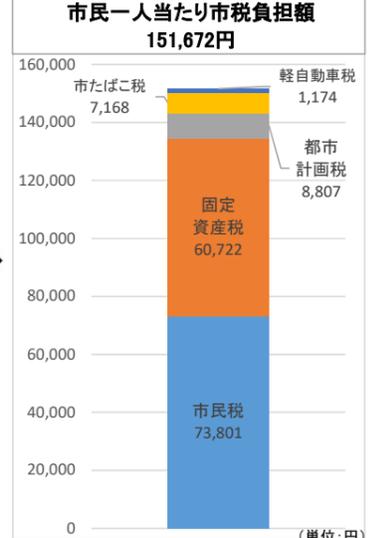
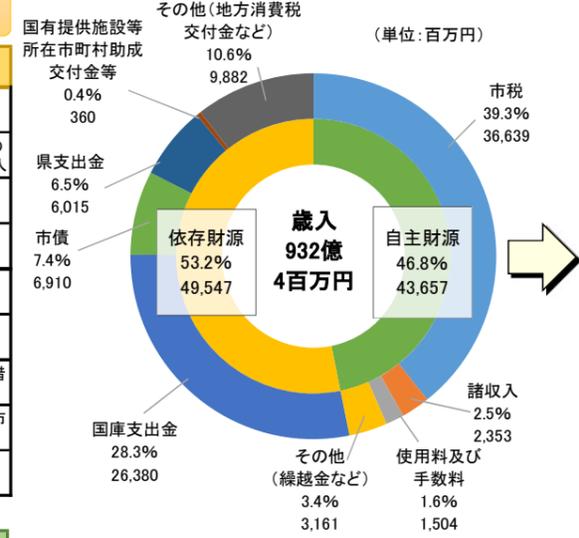
物件費・補助費等・・・光熱水費や保険料などの生活費
扶助費・・・医療費や保育料など
人件費・・・食費
公債費・・・ローンの返済
繰出金・・・子への仕送り
普通建設事業費・・・家の建替や増築など
貸付金・・・知人・友人への貸付

※表内の各数値は端数処理されているため、実際の数値と比べて若干の差が発生している場合があります。

令和3年度 決算

一般会計の状況

歳入 932億4百万円	歳出 882億5千3百万円
自主財源 (市が自主的に収入できる財源)	民生費 社会・児童福祉など、社会生活を保障するために必要な経費
市税	土木費 道路や河川の整備、まちづくり関連経費など
諸収入	総務費 市役所を運営するための全般的な経費
使用料及び手数料	教育費 小・中学校、生涯学習などの教育関連経費
その他	衛生費 予防接種やごみ処理など、健康で衛生的な生活のための経費
国庫支出金	公債費 市債の元金や利子の償還金
県支出金	消防費 生活の安全を守る消防活動費
市債	その他 商工費、労働費、議会費、農林費、予備費、災害復旧費など
国や県からの交付金や借入金による財源)	
基地施設などが所在する市町村に対する交付金	
地方消費税・地方交付税・地方特例交付金など	



特別会計・企業会計の状況

会計	歳入	歳出
国民健康保険事業	21,939 百万円	21,670 百万円
介護保険事業	17,039 百万円	16,850 百万円
後期高齢者医療事業	3,228 百万円	3,105 百万円
病院事業(企業会計)	13,155 百万円	12,207 百万円
下水道事業(企業会計)	7,375 百万円	7,079 百万円
合計	67,254 百万円	67,424 百万円

都市計画税の用途

用途	充当額(千円)
道路	94,671
公園	67,213
下水、ごみ処理	1,018,157
土地区画整理	947,539
合計	2,127,580

大和市財政の健全化指標『地方公共団体の財政の健全化に関する法律』

指標	説明	大和市の値(☆印)	0%	早期健全化の対象となる基準ライン(財政状況のエロ-カード)	財政再生の対象となる基準ライン(財政状況のレッドカード)
①実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合	— (黒字のため非該当)	☆	11.33%	20%
②連結実質赤字比率	全会計を対象とした赤字の標準財政規模に対する割合	— (黒字のため非該当)	☆	16.33%	30%
③実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合	2.8% (基準未滿)	☆	25%	35%
④将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合	34.5% (基準未滿)	☆	350%	

●早期健全化基準: ①~④の指標のうち、1つでも基準以上となった場合、「財政健全化計画」を作成し、議会の議決を経た上で県知事に報告しなければなりません。
●財政再生基準: ①~③の指標のうち、1つでも基準以上となった場合、「財政再生計画」を作成し、議会の議決を経た上で県知事に報告しなければなりません。

指標	説明	大和市の値	0%	経営健全化の対象となる基準ライン
⑤資金不足比率(公営企業)	資金不足額の事業規模に対する比率	— (黒字のため非該当)	☆	20%

●経営健全化基準: 公営企業会計ごとに算定した資金不足率が基準以上となった場合、「経営健全化計画」を策定し、議会の議決を経た上で県知事に報告しなければなりません。
※本市における公営企業会計の対象は、下水道事業会計と病院事業会計です。

(☆印の位置が右へ行くほど財政状況は悪化傾向です)